

さいたま市自治基本条例検討委員会

第22回 会議の記録

日時	平成 23 年 5 月 27 日(金) 18:45~21:45
場所	さいたま市役所第 2 別館 第 3 会議室
参加者 ※敬称略	[委員等] 計 10 名 内田 智／小野田 晃夫／染谷 義一／高橋 直郁／中津原 努／福島 康仁／細川 晴衣／堀越 栄子／三宅 雄彦／渡邊 初江 (欠席者:伊藤 巖／遠藤 佳菜恵／栗原 保／富沢 賢治／中田 了介／湯浅 慶／吉川 はる奈) [事務局:さいたま市] 計 6 名 企画調整課主幹 小島豪彦／課長補佐兼総合振興計画係長 柿沼浩二／総合振興計画係主査 松尾真介／総合振興計画係主査 大砂武博／総合振興計画係主査 宮川智行／総合振興計画係主任 高橋格 [ダイナックス都市環境研究所] 2 名 渡邊俊幸／谷口涼 [傍聴者] なし
議題及び 公開又は 非公開の 別	1 開会 2 議題 (1)各チームからの報告事項について (2)自治基本条例について 3 その他 4 閉会 <p style="text-align: right;">[公開]</p>
配付資料	・次第 ・資料1 条例案骨子の修正(案) ・参考資料1 市民から寄せられた意見 ・参考資料2 職員との意見交換における主な意見 ・参考資料3 「中間報告」に関する庁内所管課等の意見
問合せ先	さいたま市政策局政策企画部企画調整課 電話 048-829-1035

1 開会

○事務局

(本日の出席委員数が、定足数である過半数を満たしていることを確認)

(配布資料確認)

(会議の公開と傍聴者の確認)

(参考資料 1 「市民から寄せられた意見」について説明)

(参考資料 2 「職員との意見交換における主な意見」についての説明は省略)

(参考資料 3 「『中間報告』に関する庁内所管課等の意見」について説明)

2 議題

(1)各チームからの報告事項について

○中津原副委員長

- ・ 全ての区で市民意見交換会の開催が決まり、チラシを作成して配布している。また、岩槻区で最初の市民意見交換会が開催され、26名参加した。明日は南区で開催する。
- ・ 出前意見交換会のチラシを作成し、ウェブや公共施設で掲示している。6団体から依頼があり、確定分は3件程度。5月28日に市民活動サポートセンターで開催される市民活動サロンが出前意見交換会としては初回となる。その他、6月17日、6月18日、6月23日、7月14日に開催予定である。
- ・ 5月11日に職員との意見交換会を行った際の課題を整理した。参加者は9名と少なかった。本庁の方は2名のみでそれ以外は出先の職員だったので、本庁職員と出先の職員の意識が違っているように感じた。
- ・ 職員の自治基本条例への関心が低いのではないか、という発言もあった。意見交換準備チームの希望としては、再度、職員との意見交換会を実施したい。

○堀越委員

(市民意見交換会(岩槻区会場)について報告)

- ・ 内田委員、栗原委員ともに自分の思いを伝えていたので参加者に熱意は伝わったと感じた。
- ・ 市民意見交換会では委員の思いを伝えることが大切のように感じた。
- ・ 市長・議会・検討委員会の関係性について心得ておく必要がある。

<主な意見>

- ① 条例の名称：「条例」はカタイので、市民憲章が良い。
- ② 条例の名称：若い人も誰でも一言で分かるのが大事。
まちづくり市民条例、まちづくりさいたま市民条例
- ③ 行政評価はあるが、市民立法の考えも入れた立法評価はないのか(修正ルール)
- ④ 条例があったから、市民やまちにとって何かうまくなったという事例はあるのか
- ⑤ 住民投票条例について
 - ・ 別に条例で定めるとは？
 - ・ さいたま市全体の問題のみに適用されるのか、区ごとの問題も市全体に波及することもあるので、区ごとに適用できないのか。
- ⑥ 住民投票については使い方の問題がある。住民が理解できていない場合がある。非常設型が良いと思う。
- ⑦
 - ・ 住民投票にいくら費用がかかるか知っているか。選挙の2倍かかる。
 - ・ 市民意見交換会といっても緑区など定員30名である。急ぎすぎだ。混乱を招かないようにすべき。検討委員会は提案のみにすべき。条例を決めるのは議会。
- ⑧ 今日の意見交換会に誘ったが、属している団体のメンバーは関心がなかった。毎日の生活と自治基本条例の関係が分かりにくい。どう考えたら良いのか。
- ⑨
 - ・ 協働は共に汗をかくことだ。
 - ・ はいと言う返事、靴をそろえるなど心を磨くことが大前提。
- ⑩ 条例作りはさいたま市の取り組みとあったが、市長の取り組みで議会の取り組みではない。正確に言って欲しい。
- ⑪ 自治基本条例は、生活していくうえで大切なルールを定めること。各団体の取り組みへの参加率は高いが、自治会の加入率が低いのが課題だ。

- ⑫ 検討委員会が説明会をもっとやって欲しい。議員も意識を持ち始めた。意味がある。
- ⑬ 65歳の人も70歳の人も現在を生活している。現実の問題として社会環境を整えることが大事だ。
- ⑭ 生活とどこでリンクするのか、取っ掛かりを知りたい。特に（6）地域コミュニティと区について
 - ・ 区長の権限と在職期間について。短い在職期間で、区政が考えられるのか。
 - ・ 区民会議は提言団体になったと聞くが、情報公開がされていない。市報の中の区報の部分が少ない。情報がないのに一般区民に参加せよといわれても…。
- ⑮ なぜ条例が必要か考えるべき。モラルが低下している。討議の前提として倫理観の醸成が必要。

○中津原副委員長

- ・ とりあえず試行してみて、都合の悪い部分は直していこうと考えていたが、今のところ、他区でも予定通り実施しても良いと感じる。

○内田委員

- ・ Web アンケートでは91%の回答者が、さいたま市が自治基本条例の検討を進めていることを知らなかったし、福島委員長の授業を受けているさいたま市在住の学生2人も知らなかったということなので、条例の周知のためにも市民意見交換会を実施してよかった。
- ・ 岩槻区では市民意見交換会の後、2回、出前意見交換会を行う予定である。市民の意識を高めていくことが大切であり、期間は短いもしっかり進めていきたい。

○中津原副委員長

- ・ 市民意見交換会で出た意見を、最終報告たたき台チームや全体会で活かしていく必要がある。膨大の記録だけでは活かしにくい。

○堀越委員

- ・ 検討課題を整理して最終報告たたき台チームに渡せば良い。

○中津原副委員長

- ・ 市民意見交換会で出た意見を記録として残すだけではなく、どのように活用するかを整理して全体会で活かしていきたい。
- ・ 職員との意見交換会から、「市政運営」と「まちづくり」の違いや理念的部分と指針的部分を整理することが重要であると感じた。

○福島委員長

- ・ 活発な意見交換があり、有意義だったようだ。内田委員が言ったように、市民に火をつけていくことが大切である。

○中津原副委員長

- ・ 岩槻区では区民会議と、市民意見交換会の参加者が所属する団体から出前意見交換会を依頼されている。

○福島委員長

- ・ 意見を吸い上げることと広報するという二つの意味で重要なので、よろしくお願ひしたい。
- ・ 続いて広報チームから、報告をお願ひしたい。

○事務局

- ・ ニュースレター第4号について、自治会に協力していただき世帯回覧用として、また、各公共施設に配布用として、5月20日にそれぞれ送付した。
- ・ 栗原委員からニュースレター5号について、構成を考えたいという意見があった。

○福島委員長

- ・ 議題(2)に入る。資料1について説明をお願いしたい。

(2)自治基本条例について

○事務局

(資料1「条例案骨子の修正(案)」第1条・第2条についての説明)

○福島委員長

- ・ 第1条、第2条の議論を行いたい。最終報告たたき台チーム以外の委員は初めて見るものとなっている。文章は、なるべくシンプルに、市民の目から分かりやすいようにするため、複数の市民委員によるチェックを行っている。

○細川委員

- ・ 第1条の修正(案)では目的が変わってしまったように感じる。中間報告では「市民自治の確立を図り、もって市民が幸せを実感し、誇りを持てる都市を実現すること」、修正(案)では「市民自治の確立」が目的となっている。市民自治とまちづくりの関係が分からないが、どのように整理したのか。市民自治の確立が目的なのか。

○事務局

- ・ 中間報告では市民自治の確立を最初の目的とし、その上での最終目的として、「市民が幸せを実感し、誇りを持てる都市の実現」を設定したものだと思う。最終報告たたき台作成チームでは、最終目的は前文に書き込むこととし、条例の一義的な目的である「市民自治の確立」のみを記載するようにした。

○中津原副委員長

- ・ 「市民自治が確立できれば幸せになれる」とも言える。この条例の直接的な目的は「市民自治の確立」なので、この書きぶりでも良いようにも感じる。
- ・ ただ、市民自治が分かりにくい。市民自治は広い意味での制度や仕組みを含んだシステムなのか、まちづくりのような行為・活動なのか。市政を行うことが何か分かりづらい。

○三宅委員

- ・ 細川委員の質問で、最終的な「幸せを実感する」という目的がなくなっているが、第2条(4)にある「豊かで暮らしやすい地域又は社会を作るための活動」と重なっている。第1条の最終目的が手段に落ちて、順番が逆になっているように思う。

○細川委員

- ・ 市民自治は手段というイメージがあるので、市民自治の確立が目的となっていると手段が目的となってしまう。

○中津原副委員長

- ・ 例えば、総合振興計画では、暮らしやすいまちの姿や人々の暮らし方を示す。考え方によっては、条例の目的は手段やシステムが目的で、その運用により、目指す姿を獲得できると整理もできるが、分かりにくい。

○三宅委員

- ・ 総合振興計画を下位とし、上位の自治基本条例を最高規範とするのであれば、自治基本条例に理念的な部分が記載されていても、記載されていなくても、おかしくはない。どちらが良いというわけではなく、両方あり得る。

○中津原副委員長

- ・ あえてまちの姿を削ったのはどのような流れか。

○事務局

- ・ 最終報告たたき台作成チームでは長い文章を整理するために、ポイントを絞った。市民自治は削れない。どこまで書くかの問題となる。目指すまちの姿を記載しても良いが、まちの姿を具体的に定めるためのルールとすれば、書く必要はない。両方あり得るのではないか。

○中津原副委員長

- ・ 厳密に言えばルールとして記載しても良いと思うが、寂しい印象も受ける。

○事務局

- ・ 前文とセットとしても良いのではないか。

○福島委員長

- ・ 前文で目指すべき姿等を書く予定なので、目的でも書くと重複となる。ここでは、団体自治と住民自治の考え方のうち、団体自治を中心に分権改革が進められてきたことから、特に住民自治の概念を市民自治と置き換えて、市民自治をシステム化することにより市民を幸せにするという整理を行った。

○中津原副委員長

- ・ 中間報告では、「もって市民が幸せを実感し、誇りを持てる都市を実現すること」とあり、第一の目的は市民自治の確立することの二段構成であった。ただ、2つめの目的を削って寂しいようにも感じる。

○堀越委員

- ・ 岩槻区でも、自治基本条例と自分の暮らしとの関わりが分からないという意見があった。「もって市民が幸せを実感し誇りを持てる都市を実現することを目的とする」とした方がイメージしやすい。

○福島委員長

- ・ 文章が長くなっても書いた方が良いということか。

○堀越委員

- ・ 前文を書いた後に決めても良い。

○中津原副委員長

- ・ この自治基本条例は、「理念」、「権利責務」、「まちづくり」の3つを構成要素としているので、「責務その他」とつなげない方が良い。

○事務局

- ・ 「まちづくりに関する基本的事項」に「市民の権利及び責務、議会及び市長その他の執行機関の役割及び責務」を含まれている。「その他の」は後に続くものの例示。3つに分けた方が良いか。

○中津原副委員長

- ・ 分けた方が良い。責務までが総論部分で、その後がまちづくり・市政の指針部分。

○堀越委員

- ・ 「まちづくりに関する基本的な事項」の中に「市民の権利及び責務、議会及び市長その他の執行機関の役割及び責務」が入るイメージだった。

○中津原副委員長

- ・ 条例の構成の中で何を定めるかを明示しておいた方が良い。

○堀越委員

- ・ では、「市民の権利及び責務、議会及び市長その他の執行機関の役割及び責務」は「まちづくりに関する基本的な事項」ではないのか。

○中津原副委員長

- ・ 「まちづくりに関する基本的な事項」というと何でも入ってしまう。まちづくりの基本的な進め方の方が良い。第2条（5）と（6）の部分。
- ・ 理念条例的なところと、羅針盤と言われるような基本的なルールを定める両面がある。理念だけなら憲章で良い。理念だけではないことを明示してほしい。

○事務局

- ・ 今の文章では自治の基本理念とまちづくりの基本的事項を定められている。「まちづくりに関する基本的な事項」の例示として「市民の権利及び責務、議会及び市長その他の執行機関の役割及び責務」を明記されている。

○中津原副委員長

- ・ 単なる理念だけではなく、基本的ルールも定めることならば、明確に分けたほうが良い。
- ・ 「まちづくりの基本的事項」に何でも含めてしまうと分かりにくい。趣旨が伝わりにくいのではないか。
- ・ 職員の意見交換でも理念と指針を書き分ける必要性を指摘された。逆に理念だけでも良い、という意見もあった。
- ・ 自治の基本理念、まちづくりに関わる各主体の役割及び責務、まちづくりに関する基本的事項の3つを定めるという意見である。

○福島委員長

- ・ 目的に「もって市民が幸せを実感し、誇りを持てる都市を実現すること」を追加することを細川委員から提案されている。どちらが良いか。

○小野田委員

- ・ 「もって市民が幸せを実感し」は市民自治の先にあると解釈していたので、なくてもシンプルになって分かりやすいように感じた。

○福島委員長

- ・ 最終報告たたき台チームはシンプルにすることに努めたので、「市民が幸せを実感し、誇りを持てる都市の実現」は、無い方が分かりやすいと考えた。三宅委員はどう感じるか。

○三宅委員

- ・ シンプルなものも良いし、市民が実感できるものも良い。
- ・ 前文はナレーション的部分。本体がここから始まるとすれば、必要な部分は記載した方が良くもしいない。

○中津原副委員長

- ・ あまりシンプルにしすぎる必要もないのではないかと。言いたいことを書いた方が良いのではないかと。最終的に削られることになるかもしれない。分かりやすいことが絶対。

○事務局

- ・ 中間報告の2つの「・」を統合させることとなる。それで良いのであれば最終報告たたき台作成チームで統合してみる。

○堀越委員

- ・ 文章はすっきりした。

○福島委員長

- ・ 目的なので、細かく書くか。

○高橋委員

- ・ 中間報告のように、1つの文章にするのではなく、2つの文に分けた方が読みやすい。

○堀越委員

- ・ 目的は多様な解釈ができないように1文にするものだと、法律を作る人から聞いたことがある。

○三宅委員

- ・ 条例を作る人がどのようにつくるかは分からない。こちらの考えを示したものを法制課に持って行くか、法制課に最終報告たたき台作成チームに入ってもらうかの形で進めた方が良い。

○事務局

- ・ 最終報告たたき台作成チームには法制課もオブザーバーとして出られる範囲で入ってもらっている。

○三宅委員

- ・ 法制課に、「もって市民が幸せを実感し」を目的に入れることに関して事前に聞けば、どのようになるかを教えてもらえるかもしれない。高橋委員の意見にあった、2文に分けることが可能かも回答が得られる。

○福島委員長

- ・ 流れとしては入れた方が良い、ということか。

○三宅委員

- ・ 細川委員の質問にあったものは、中間報告は20人の意見の集約だが、修正案はそこから変わっているというものだった。前提に戻すことも適切に感じるし、今後変動することもありえるとするのであれば、改めて検討しても良いと感じる。

○細川委員

- ・ 変わっていくものだということも分かる。
- ・ 焦点が定まっていない。まちづくりに主眼をおくのか、市民自治の確立に主眼をおくのか。これらは条例の名称にも影響する。
- ・ 条例は手段やシステムを確立することを目的とするのであれば、市民自治の確立にしぼっても良いとも思う。どちらが良いかは言えない。

○福島委員長

- ・ 中間報告では、とりあえず入れておこうというものは残しておいた。委員会の思いは中間報告で記載し、最終報告では、中間報告を精査し、条文の形にしていくという趣旨だった。
- ・ 必ずしも精査することが削るということではない。
- ・ 目的の条項は条例の顔である。委員の意見を聞いていると、目的を削るのはいかがなものか、と感じた。入れる形とするか。

○中津原副委員長

- ・ 入れていく方向で良い。形式としては分かりやすくすることや論理的な整合性を整える事、内容として入れることや変えることが出てくる。市民意見交換会での意見も踏まえ、変更するのであれば、変える理由も含め説明してほしい。

○事務局

- ・ 「もって市民が幸せを実感し」といった形で「もって」でつなげることは形式的には問題ないと思う。目的規定を1項2項と分けることは、絶対にないことはないが、あまり見ない。

○福島委員長

- ・ 「もって市民が幸せを実感し」を追記する。
- ・ 2つ目の問題提起が、自治の基本理念の明示、主体の権利や役割及び責務、まちづくりの基本的事項の3点について扱いをどうするかという点である。

○中津原副委員長

- ・ 「基本的事項」も市民としては分かりにくい。中間報告では自治の基本理念、役割及び責務、まちづくりの3つを示している。

○福島委員長

- ・ これは検討する。
- ・ 語尾は「ですます調」で合意しているが、良いか。異論がないので、「ですます調」で進めることとする。
- ・ 主語は「市」で良いか。

○中津原副委員長

- ・ 「市」に市民は入らないか。

○事務局

- ・ 中間報告作成時の部会の検討シートには、主語にばらつきがあった。今回、中間報告をシンプルにすることも目的としてあったが、議会、市長等のほか職員も加えた方が良いという意見も委員などから出ている。
- ・ 行政サービスは基本的には法人としての市が行っており、その中でそれぞれの役割を担う存在として議会や市長などの機関がある。それぞれの機関が法人格をもつ市として行政サービスを提供するために働いていると考えると、主語は市となる部分が多くなる。

○中津原副委員長

- ・ 「議会及び市長等＝市」ということか。

○事務局

- ・ 住民も構成員として「市」に入る。イメージとしては株主のようなものか。

○中津原副委員長

- ・ 住民は、法人としての市の一員なのか。

○三宅委員

- ・ 例えば、地方税を支払う際、住民は法人の外側にいる。本文の中では区別しているのではないか。

○事務局

- ・ 市と市民を分けて書かれている。

○中津原副委員長

- ・ 市民憲章であれば、「市」に市民が入ることもあるが、法人としての議会及び市長等を「市」として使う場合もある。両方あるのでどちらかにした方が良い。

○三宅委員

- ・ 条文の中で定義し、一貫して使えば良い。条例の中で使い分けると問題となる。

○事務局

- ・ 最終報告たたき台チームの作業では、市と市民は使い分けている。

○中津原副委員長

- ・ 簡単にいえば、議会及び市長等を置き換えているのか。

○事務局

- ・ 簡単にいえば、中間報告の「議会及び市長等」を「市」に置き換えている。

○中津原副委員長

- ・ 他の自治体の自治基本条例ではどのような使い方をしているのか。

○事務局

- ・ 自治体によっては「市」を定義しているものもある。定義していない場合、地方自治法に記載がある法人としての「市」を指していると思われる。

○福島委員長

- ・ ここはまだ作業中なので、また再度提案する。

○中津原副委員長

- ・ 用語の定義の中で、(4) (5)において、まちづくりは誰の活動なのかを書いた方が良いのではないか。今の書き方では読み取れない。

○内田委員

- ・ 中間報告では「まちづくりとは」となっていた。

○中津原副委員長

- ・ それを定義として併記している。

○福島委員長

- ・ 「市民及び市が」という主語を補うという意見だった。他に意見はあるか。

○事務局

- ・ まちづくりについては、「市民及び市が行う豊かで暮らしやすい地域又は社会をつくるための活動をいいます」で良いか。

○堀越委員

- ・ 「市」は議会と市長等の2つなのか。

○中津原副委員長

- ・ 「市」の定義が書かれていないが、意図としてはそのとおりである。

○福島委員長

- ・ (4)のまちづくりに主語を補うことと、市の定義を最終報告たたき台作成チームで検討してみる。

○事務局

- ・ 「市」について、どのような定義が良いか。

○中津原副委員長

- ・ 主語としての「市」にどのような主体が含まれているかが分かれば良い。

○三宅委員

- ・ 条例の目的の中では「議会及び市長その他の執行機関」の役割及び責務を定めるとしている
ので、それをまとめて市とすれば、目的に漏れはなくなる。

○中津原副委員長

- ・ 市職員はどう位置づけるのか。

○三宅委員

- ・ 職員は市長が指揮監督するので、特出しする事項もあるだろうが、市長に含まれると認識している。

○中津原副委員長

- ・ 職員の意見交換会で、「市長等に職員が含まれるか」を聞いてみたところ、その理解だった。

○事務局

- ・ 少なくとも「市」と書けば、職員は自分たちがやるべきことだと理解する。

○三宅委員

- ・ 市長等と職員に個別に義務が課されているとすれば、意見が分かれた場合、自治法で市長が指揮監督権を持っていることを明記されているので、職員は従うことにはなる。
- ・ 職員が個別に行うものについては市長とは別に特出しする。そうでない場合は「市長等」と書くだけで職員も含まれる。

○中津原副委員長

- ・ 普段は市長と仕事をしているわけではないので、「市長は」と書くと職員は自分のことと感
じないのではないかな。

○三宅委員

- ・ それは価値判断による。一人の主体として自覚を持って行動してほしい事項に関しては特出
しすれば良い。

○福島委員長

- ・ 職員が活動するのは、市長から命令を受けた範囲内、裁量があるとすれば裁量内で動く。

○中津原副委員長

- ・ 年中監督されているわけではない。むしろ部や課に従っているのではないかな。

○福島委員長

- ・ 特出しする際には特出しし、基本的には補助機関として整理し直す方向で、最終報告たたき
台チームで検討する。

○中津原副委員長

- ・ 「市長等」と書くよりは「市」と書いた方が職員は自覚しやすいように感じる。

○堀越委員

- ・ 定義の条項はすっきりした。まちづくりと市政を追加したことは良い。
- ・ 「協働は意思決定から」という意見への対応については、「市民活動及び協働の推進条例」
との整合性により修正されないことで理解できるが、「早い段階からの協働は望ましいもの
ではあるが、事案ごとの事情にもよる」という理由には賛成できない。
- ・ 協働の定義について、「共通の目的の実現及び共通の課題の解決」とあるが、早い段階から
目的を確立できなければ、協働しなければできないことであるので、「協働は意思決定から」

である点を、「疑問点等及び最終報告たたき台作成チームで検討した対応等」に再度挙げる必要はない。

○事務局

- ・ 事務局でこの資料を作成している段階で、最終報告たたき台作成チームでの検討内容を考えながらこのような書き方になったものなので、削っても構わないのでは。
- ・ 「意思決定から」と書かれていたことに引っかかった。協働するかどうかの意思決定はそれぞれの主体が行うのではないか。

○堀越委員

- ・ 意思決定というより、施策決定や政策決定のこと。目的が共通でなければ協働は行わない。

○事務局

- ・ 目的等を一緒に考えた上で、それぞれが意思決定を行い、合意するという流れだと思う。
- ・ 市民の定義について「市民は住民を中心とすべきで、このような書き方をする際は市民等とすべきだ」という意見が寄せられたが、その点についてどのように感じるか。

○福島委員長

- ・ 全体に関わる問題。市民等や区民等となる。以前市民部会に所属した委員はどのように感じるか。

○中津原副委員長

- ・ 「市民等」という書き方をしたこともあった。その際は「住民＝市民」として、「市民等」とした。「住民等」という書き方もありえるが、広く市民を定義した方が良いと考えたため「市民」とした。

○福島委員長

- ・ 「住民」と「市民」の書き方が分かりにくいという意見もあったか。

○事務局

- ・ 住民とそれ以外を一律に定義することについては意見が以前から出ていた。
- ・ 庁内からは、市民は一般的に住民を指すので、「市民等」とした方が分かりやすいのではないか、という意見だった。
- ・ もともと「市民等」を「市民」としたのはなぜか。

○三宅委員

- ・ 第6条で市民の責務が出てくる。後で出てこない言葉を定義する必要はない。
- ・ 市民の責務でまちづくりに取り組む人を住民とするのであれば、住民以外はまちづくりに取り組む必要はなくなる。通勤者などは関係がなくなる。
- ・ 住民だけではないのであれば、市民を広く定義する必要が出てくる。市民の責務を住民だけに限らないのであれば、市民の定義は広げるべき。「市民＝住民」なのであれば、「市民等」の責務と書かなくてはならなくなる。

○中津原副委員長

- ・ 対象とするのは住民だけではないことは共通理解を得ている。それを何と呼ぶか。

○福島委員長

- ・ 後の条文を「市民等」とするのであれば、「市民等」と全て書き直すことになる。

○中津原副委員長

- ・ 「市民＝住民」という考え方ではそうなる。ただ、それでは狭すぎる。

○事務局

- ・ 市民部会では、住民投票の部分で「住民」の定義が使われていた。責務の部分で、「住民」と「市民」を分けた。

○中津原副委員長

- ・ 「住民と市民」と呼ぶか、「市民と市民等」と呼ぶか。

○三宅委員

- ・ 極端に言うと、住民投票だけが問題となる。

○事務局

- ・ 責任の部分を理解してほしいという思いもあり、住民という言葉も使われていた。

○細川委員

- ・ 市民部会で、「市民＝住民」とし、広い意味での市民を「市民等」とした際に、ほとんど市民等となった。
- ・ 市民活動サポートセンターでの春のミニサロンに参加した埼玉大学の学生から、「市民等」と呼ばれるより「市民」と呼ばれる方が嬉しい、という意見があった。

○事務局

- ・ まちづくりを皆で積極的に進めるのであれば、「市民」を使った方が良いということか。

○堀越委員

- ・ 「条例の目的が何か」から発想した方が良い。
- ・ 広く捉えた際に、「市民」に入れられた人は迷惑になるかもしれないが、まちに関わる人がまちづくりを行っていく。

○中津原副委員長

- ・ 市民自治という言葉を使うのであれば、「市民」の方が良い。市民等自治はおかしい。

○福島委員長

- ・ 検討委員会では「市民」とする。

○内田委員

- ・ まちづくりを行う主体は市民、議会、行政機関ということか。市民と市は別という認識か。

○福島委員長

- ・ 構成要素としての住民ではなく、明確に市と市民を分ける。その意味で主語は「市民及び市」としていく。

○堀越委員

- ・ 市とは市役所をイメージする。定義を行ったとしても、感覚的に議会を思い浮かべない。

○渡邊委員

- ・ これまで、市長と議員が市民により選ばれる二元代表制であることを議論してきた。自治基本条例を作ることにより、二元代表制について、学んでほしい。

○堀越委員

- ・ この条例では市は議会、市長その他の執行機関だが、市民も市を構成していると感じている。

○堀越委員

- ・ 市と書くのであれば、市民は市民も含まれると感じる。
- ・ 「議会及び市長その他の執行機関」を市とくることが分からない。

○中津原副委員長

- ・ 「議会及び市長その他の執行機関」を市としたのは、短い方が良いからか。

○事務局

- ・ 例えば、条例は地方公共団体である市がつくるものだが、その中の役割として、議会が議決をする。総合振興計画もつくるのはさいたま市だが、つくる過程において最終的に市長が決定をする。

○中津原副委員長

- ・ 「市」という言葉に対して一般的な使い方と条例の中での使い方が異なる。

○事務局

- ・ 一般的に「市」といえば行政をイメージするものなのか。

○中津原副委員長

- ・ 市民を含む場合も出てくる。定義はできるが、日常使う言葉と乖離しているのであれば一致しないかもしれない。

○三宅委員

- ・ 日常言語と法的な言語の違いが表れている。
- ・ 自治基本条例は法的な枠組みに組み込まれているが、日常言語に近づけるためにどこで妥協するか。ですます調で書くことが日常言語に近づけることの第一歩ではあるが、法制課が審査するときは技術的に難しいということになると思う。

○堀越委員

- ・ 市と市民で了解した。

○事務局

- ・ 最終報告たたき台チームでもここは議論をしていく。

○福島委員長

- ・ 憲章ならば日常のイメージに近づくが、自治基本条例は法的側面を無視できない。

○事務局

（「条例案骨子の修正（案）」第3条・第4条についての説明）

○福島委員長

- ・ 修正（案）にある第3条（2）の主語を「市」に訂正する必要があるのではないか。

○内田委員

- ・ これまで市民意見交換会や検討委員会でも市民、議会、行政の3者が協力し合うということだったが、市民意見交換会で説明する際にはそのままが良いか。「市」と言うと分かりにくい。

○事務局

- ・ 市民意見交換会は、中間報告の説明なので、今までどおりで構わないと思う。
- ・ 条例の中では「市」と使わなくてはならない部分もあるが、そうではないところではグレーな部分もある。
- ・ 第3条（2）は「市」ではなくても良いかもしれない。市の中に議会や市長の機関があり、第3章や第4章でそれぞれの役割と責務の記述がある。

○堀越委員

- ・ 第3条（1）で、まちづくりは課題の解決のためと記載されているが、課題解決だけではない。より積極的な取り組みがまちづくりにはある。

○事務局

- ・ 以前、コミュニティの部分で同様の意見があった。マイナスからプラスだけではなく、ゼロからプラス、プラスからプラスアルファへという議論である。

○堀越委員

- ・ 「まちづくりは市民が主体的に豊かで暮らしやすい地域又は社会をつくるとともに」としていくのはどうか。
- ・ 第4条について、先ほどの三宅委員の話では前文がナレーションであるとすれば、「最も大切な規範」をここから削除しても良いのか。

○福島委員長

- ・ 第3条（1）に課題解決だけではない主体的な部分を入れることと、第4条に「最も大切な規範」の趣旨を入れるという意見について、まずは第3条（1）についてどうか。

○中津原副委員長

- ・ 簡潔に書けるのであればその方が良い。

○福島委員長

- ・ そのような議論もあったので変更する方向で、最終報告たたき台チームで検討する。
- ・ 第4条はどうか。

○事務局

- ・ 前文で書くか、ここで書くか。

○中津原副委員長

- ・ 前文だけで良いのか。前文が付け足しだという趣旨からすれば本文にも書いた方が良い。

○事務局

- ・ 最高規範を前文だけに書いている例もある。また、本文だけに書いている例もある。

○三宅委員

- ・ 想像だが、前文に入れる場合は、自治基本条例と他の条例が対等なので最高規範性を本文に載せるのがおかしいという前提があるのではないか。
- ・ 一方で、法的には対等かもしれないが自治基本条例は大切だと感じるのであれば、本文に記載しているのかもしれない。判断する必要がある。
- ・ 2行目に「この条例の趣旨に基づき」と書かれているので、自治基本条例が土台となることは読み取れるが、弱いのか。

○高橋委員

- ・ 表現を変えて、前文と本文両方で書くのはどうか。

○三宅委員

- ・ 問題ない。

○福島委員長

- ・ 折衷案として両方に記載する。

○中津原副委員長

- ・ 前文は本分の要約でもあるので、問題ない。

○事務局

- ・ 前文は条例全体の解釈の指針という意味合いもある。宣言的・ナレーション的な部分もあるが、条例全体の解釈の指針という役割もある。

○三宅委員

- ・ 解釈指針だとしても第4条のどこを取り掛かりにするのか。今の書きぶりと同文に記載されている分で足りるのか。

○堀越委員

- ・ 「最高」がよく分からない。縦割りのものを横串に刺す。その他男女共同参画やノーマライゼーションも大切にしてほしい。横串に刺してほしいものはたくさんある。最高規範は横串の一番上にあるものなのか。

○中津原副委員長

- ・ 全部のものの土台にあるということで「最も大切な規範」としたが、それでは言い方が強すぎるという意図があったのか。
- ・ 前文に書いておく分には差しさわりのない。

○事務局

- ・ 最終報告たたき台作成チームでは、重複を避けてシンプルにしようとしたものである。

○福島委員長

- ・ 高橋委員の意見のように、両方に記載する。

○細川委員

- ・ 形式的に、第3条（1）で、市民を主語に書き直した方が分かりやすいのではないか。

○福島委員長

- ・ 他の部分は主体が主語となっている。

○細川委員

- ・ 例えば、「市民は主体的に、豊かで暮らしやすい地域又は社会をつくるための活動に取り組むこと。」という案が考えられる。

○事務局

- ・ 中間報告までの検討委員会の議論は、市民が自治やまちづくりのいわば主役で、議会や市長等はどちらかといえば脇役というものであったと思う。「市民は主体的に、…活動に取り組むこと。」と書くと主役かどうかわからなくなる。

○細川委員

- ・ 市民が主役なのか。

○事務局

- ・ 中間報告作成前に多く議論した部分だと思う。

○細川委員

- ・ 市民活動サポートセンターでの桜の木の展示物を作成する際に、「まちづくりの主役はだれ？」という設問をつくらうとしたが、主役がいれば脇役がいてとなってしまう。そこで、「まちづくりの担い手はだれ？」とした。

○事務局

- ・ 委員会として合意が取られれば、修正することは問題ない。

○中津原副委員長

- ・ 市民が主役という書き方も、裸の王様のようにも感じる。

○事務局

- ・ 修正した場合市民を主語に書き直した場合、内容としては第6条第1項と重複するのではないか。

○内田委員

- ・ 岩槻での意見交換会で、市民だけではない、という意見があった。

○福島委員長

- ・ 第3条（1）は保留とし、本日の議事は以上とする。

3 その他

4 閉会

○事務局

- ・ 次回は5月31日（火）18時45分より、浦和コミュニティーセンターの第15集会室で行う。
- ・ 6月は10日（金）、14（火）、21（火）、28（火）に開催予定。
- ・ 必要に応じて各チームでの打ち合せを行う。